（Ｒ６.３改訂）

# 死後離縁の申立てについて

## ●概要

養子縁組の当事者の一方が死亡した後に他の一方が死亡した当事者と離縁しようとするときは、家庭裁判所の許可が必要です。

## ●申立権者

養子縁組の生存当事者

## ●管轄（申立書を提出する裁判所）

申立人の住所地の家庭裁判所

申立人の住所地が山口県内の場合の申立先は、次のとおりです。

| （申立人の住所地） | （申立先） |
|---|---|
| 山口市、防府市<br>美祢市のうち、旧美祢郡美東町・秋芳町 | 山口家庭裁判所（本庁）<br>〒753-0048　山口市駅通り１－６－１<br>☎０８３－９２２－９１４８ |
| 周南市、下松市、光市 | 山口家庭裁判所周南支部<br>〒745-0071　周南市岐山通り２－５<br>☎０８３４－２１－２６９８ |
| 萩市、長門市、阿武郡 | 山口家庭裁判所萩支部<br>〒758-0041　萩市大字江向４６９<br>☎０８３８－２２－００４７ |
| 岩国市、玖珂郡<br>柳井市、大島郡、熊毛郡（※） | 山口家庭裁判所岩国支部<br>〒741-0061　岩国市錦見１－１６－４５<br>☎０８２７－４１－３１８１ |
| 下関市 | 山口家庭裁判所下関支部<br>〒750-0009　下関市上田中町８－２－２<br>☎０８３－２２２－２８９９ |
| 宇部市（船木出張所の所轄区域を除く。） | 山口家庭裁判所宇部支部<br>〒755-0033　宇部市琴芝町２－２－３５<br>☎０８３６－２１－３１９８ |
| 山陽小野田市、美祢市（旧美祢郡美東町・秋芳町を除く。）<br>宇部市のうち、船木、東万倉、西万倉、奥万倉、矢矯、芦河内、今富、東吉部及び西吉部 | 山口家庭裁判所船木出張所<br>〒757-0216　宇部市大字船木１８３<br>☎０８３６－６７－００３６ |

※申立人の住所地が、柳井市、大島郡及び熊毛郡の方は、山口家庭裁判所柳井出張所（柳井市山根１０－２０、☎０８２０－２２－０２７０）に申立書を提出（持参）することもできますが、事件の審理は山口家庭裁判所岩国支部で行われます。

## ●申立てに必要な費用

□　収入印紙・・離縁を求める養親子関係ごとに８００円

（例えば、養父、養母の両方と養子との関係での申立ての場合には、１６００円必要となります。）

□　予納郵便切手（山口家庭裁判所本庁に申立てをする場合）合計４７０円分

８４円を５枚、１０円を５枚

※　山口家庭裁判所本庁以外に申立てをする場合、予納郵便切手の内訳は、申立先の家庭裁判所で確認してください。

※　収入印紙及び郵便切手は裁判所では販売していません。郵便局等で購入してください。

**●添付書類**

□　申立人（養子又は養親）の戸籍謄本（全部事項証明書）

□　亡養親（申立人が養子の場合）又は亡養子（申立人が養親の場合）の戸籍（除籍謄本）謄本（全部事項証明書）

□　養子が未成年者の場合は、離縁後に法定代理人となるべき者の戸籍謄本（全部事項証明書）

**※ 同じ書類は１通で足ります。**

**※ 審理のために必要な場合は、 追加書類の提出をお願いすることがあります。**

**※ 戸籍謄本等の原本還付を希望される場合は、原本と一緒にコピーを提出してください。また、郵送による還付を希望される場合には、返送用の封筒に返送用の郵便切手を貼って同封してください。なお、具体的な還付手続については、申立先の裁判所にお問い合わせください。**

**●手続の内容に関する説明**

**Q1. 養子が１５歳未満の場合には、どのようにしたらいいですか。**

A1. 離縁した後にその法定代理人となるべき者（実父母等）が、代わって手続を行います。申立書は、死後離縁の許可申立書②をご利用ください。

**Q2. 死後離縁をした場合、亡養親の相続人ではなくなるのでしょうか。**

A2. 既に生じた相続における相続人の地位は、死後離縁によって影響を受けることはありません。

**Q3. 許可されたときは、どのような手続をすればよいですか。**

A3. 離縁をするには、家庭裁判所の許可審判が確定した後に、市区町村役場に届出をすることが必要になります。届出には、審判書謄本と確定証明書が必要になりますので、審判をした家庭裁判所に確定証明書の交付申請（Ｑ４）をしてから、申立人の離縁後の本籍地又は届出人の所在地（住所地、居所及び一時的な滞在地を含む。）の役場に養子離縁の届出をしてください。

詳しくは届出をする役場にお問い合わせください。

**Q4. 確定証明書は、どのように申請するのですか。**

A4. 家庭裁判所に備付けの申請用紙がありますので、申請用紙に必要事項を記入し、離縁を求める養親子関係ごとに１５０円分の収入印紙を貼って、審判をした家庭裁判所に申請してください。